

7月の重点指導項目

携帯端末の利用マナー向上

～ 子どもたちの健康・安全を守るために ～

ここ数年、携帯端末に関わるトラブルが校内外を問わず増加傾向にあります。不適切な画像や他人の画像を無断で撮影・掲載したり、誹謗・中傷をしたりするなどの事案が頻発しています。いじめに発展するケースも少なくありません。お子さまを犯罪の被害者・加害者にしないためにも、保護者の責任として、お子さまの携帯端末の利用に関しまして管理・監督をお願いします。

(参考) 携帯端末の不適切な使用により抵触する可能性のある法律・条例

- 他人の画像の無断掲載…名誉毀損罪(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 他人の画像の無断撮影…長崎県迷惑行為等防止条例(盗撮行為)(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 誹謗・中傷…侮辱罪(1年以下の懲役もしくは禁錮、30万円以下の罰金等)←今月7日より厳しくなりました。
- 18歳未満のわいせつ画像の所持・掲載…児童ポルノ禁止法(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ならびに「ココロねっこ運動強調月間」です

近年、児童ポルノ事件の被害児童数や SNS 等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童の数が増加の一途をたどっており、加えていわゆる「JK ビジネス」等、児童の性に着目した新たな形態の営業が出現するなど、子供の性被害は深刻な状況にあります。

また、人の目の届きにくい SNS を利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年の心の叫びに付け込んで言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な手口による事件が発生するなど、少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況になっています。

内閣府では、昭和54年以来、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、青少年の非行・被害防止対策の推進を呼びかけています。長崎県では、平成13年から家庭・学校・地域社会・行政が一体となり青少年の健全育成と環境浄化を目的とした「ココロねっこ運動」を全県的に展開しています。

長崎県では、同期間を、「ココロねっこ運動強調月間」と位置づけ、強調月間の重点課題等に基づき、県民一人一人への更なる普及と実践を目指しています。

<強調月間の重点課題>

- (1) SNS 利用に係る子供の性被害等の防止
- (2) 有害環境への適切な対応
- (3) 薬物乱用対策の推進
- (4) 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- (5) 再非行(犯罪)の防止
- (6) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

